

改正

昭和53年3月15日条例第5号

昭和55年3月21日条例第4号

昭和55年9月26日条例第18号

昭和56年7月25日条例第13号

昭和56年10月12日条例第20号

昭和57年7月3日条例第15号

昭和58年3月23日条例第6号

昭和58年7月18日条例第23号

昭和59年3月26日条例第8号

昭和62年7月16日条例第14号

平成2年10月11日条例第19号

平成6年6月24日条例第9号

平成7年12月26日条例第24号

平成17年3月25日条例第2号

平成24年3月19日条例第1号

平成26年12月19日条例第40号

令和2年9月25日条例第27号

行橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

(水道事業及び公共下水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

2 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、行橋市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）を設置する。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日の最大給水量は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域 別表のとおり
- (2) 給水人口 64,000人
- (3) 1日の最大給水量 23,800立方メートル

3 公共下水道事業の処理区域面積、処理人口及び1日の最大処理能力は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 1,618ヘクタール
- (2) 処理人口 65,000人
- (3) 1日の最大処理能力 30,100立方メートル

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、環境水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業及び公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により、水道事業及び公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が3万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道事業及び公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの、及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業及び公共下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業及び公共下水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事項により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者はできるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

附 則

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 行橋市事務分掌条例（昭和38年行橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「水道課」を削る。

附 則（昭和53年3月15日条例第5号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月25日条例第13号）

この条例は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月12日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年9月1日から適用する。

附 則（昭和57年7月3日条例第15号）

この条例は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月23日条例第6号）

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月18日条例第23号）

この条例は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月26日条例第8号）

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年10月11日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年6月24日条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（行橋市公共下水道事業特別会計条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 行橋市公共下水道事業特別会計条例（平成5年行橋市条例第22号）

（2） 行橋市水道事業特別会計条例（昭和39年行橋市条例第12号）

（行橋市公共下水道事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項第1号の条例により設置された特別会計の平成26年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

4 前項の特別会計の平成26年度の剰余金又は欠損金及び債権債務については、行橋市公共下水道事業会計に引き継ぐものとする。

(行橋市水道事業給水条例の一部改正)

5 行橋市水道事業給水条例(平成10年行橋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年9月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

中央一丁目	中央二丁目	中央三丁目	大橋一丁目	大橋二丁目	大橋三丁目	東大橋一丁目
東大橋二丁目	東大橋三丁目	東大橋四丁目	東大橋五丁目	東大橋六丁目	南大橋一丁目	
南大橋二丁目	南大橋三丁目	南大橋四丁目	南大橋五丁目	南大橋六丁目	宮市町	門樋町
神田町	行事一丁目	行事二丁目	行事三丁目	行事四丁目	行事五丁目	行事六丁目
行事七丁目	行事八丁目	西宮市一丁目	西宮市二丁目	西宮市三丁目	西宮市四丁目	西宮市五丁目
大字大橋	宮市	草野	下津熊	中津熊	上津熊	吉国
北泉一丁目	北泉二丁目	北泉三丁目	北泉四丁目	北泉五丁目	泉中央一丁目	泉中央二丁目
泉中央三丁目	泉中央四丁目	泉中央五丁目	泉中央六丁目	泉中央七丁目	泉中央八丁目	西泉一丁目
西泉二丁目	西泉三丁目	西泉四丁目	西泉五丁目	西泉六丁目	西泉七丁目	東泉一丁目
東泉二丁目	東泉三丁目	東泉四丁目	東泉五丁目	南泉一丁目	南泉二丁目	南泉三丁目
南泉四丁目	南泉五丁目	南泉六丁目	南泉七丁目	大字金屋	今井	真菰
元永	矢留	蓑島	沓尾	流末	宝山	天生田
大野井	寺畔	前田	中川	上検地	下検地	長音寺
津留	羽根木	福原	長井	馬場	辻垣	高瀬
松原	道場寺	稲童	竹田	草場	大谷	上稗田
下稗田	延永	二塚	福丸	下崎	内ノ蔵	千佛
須磨園	高来	常松	徳永	長尾	入覚	矢山
長木	津積	西谷	東徳永	袋迫		